

第4章 イタリアにおける公的年金と私的年金の連携

1 イタリアにおける公私連携の全体像

1.1 公私の老後所得保障の仕組み

イタリアの私的年金制度の端緒

イタリアでは、INPS（全国社会保障機関）の提供する公的年金制度を中心とする強制加入の仕組みが存在する。同制度は、広く就労者（被用者および自営農・職人・商人・準従属労働者と呼ばれる自営業者、自由専門職）をカバーし、報酬比例¹の老齢年金、障害年金および遺族年金を提供するものである。

こうした公的年金制度が、とりわけ 1960 年代から 1970 年代以降、高い水準の老齢年金²を提供してきたことから（たとえば、退職前 5 年間報酬に基づく年収額の 8 割を保障していたこともある）全体的に老後保障における私的年金制度への関心が薄く、その発展が遅れた。しかしながら、1990 年代の EU 加盟の機運を契機に、1992 年法律 421 号（以下「1992 年法」という）において、国内総生産に占める社会保障費の安定のため、公的老齢年金の受給年齢の引上げ等の改革案が提示されると同時に、公的年金給付を補う給付を支給するために「補足的保障制度 *previdenza complementare*」と呼ばれる仕組みを活用する方向性が示された。

イタリアでは、公的年金制度を「第 1 の柱」、補足的保障制度を「第 2 の柱」と呼ぶことがあり、2 本立ての仕組みとみていることがうかがえる。

補足的保障制度の提供主体

現行の補足的保障制度は、2005 年改正（2005 年 12 月 5 日委任立法 252 号、2007 年 1 月 1 日施行。以下「2005 年法」という）の枠組みに則っている。同改正では、補足的保障制度は、下記の（ ）から（ ）までの 5 つの形式により提供すると整理されている。

なお、1992 年法後に整備された当初の補足的保障制度（1993 年委任立法 124 号によるもの。以下「1993 年法」という）の形式は、このような選択肢を備えておらず、下記（ ）ないし（ ）の基金形式に限られていた。なかでも、（ ）の交渉型基金が優位に位置づけられ、同基金に制度の牽引役が期待されていたといえる。しかしその後、補足的保障制度の加入者数が伸び悩んだことから³、基金優遇（とりわけ交渉型基金の優遇）は、むしろ競争阻害要因と捉えられるようになったのである。これを受けて、2005 年法では、交渉型基金の設立をより広い範囲の主体

¹ イタリアの公的年金制度では、「拠出方式」と呼ばれる概念上の積立方式が採用されているため、給付額は、直接的には納付した保険料額に比例する。ただし、保険料が報酬に比例して徴収されるため、実質的には報酬比例の一類型といえる。

² 2011 年までは、年功年金と呼ばれる給付も存在し、老後保障との関連が深かった。同年金は、もともとは、年齢を問わず、退職を要件に提供される年金の仕組みであったが、老齢年金と機能が重複することから 2011 年のフォルネーロ改革で廃止された。

³ 2003 年における補足的保障制度への加入者は 260 万人強（対象者の約 12 %）にとどまっていた（Il Sole 24 Ore, *Le nuove pensioni*, 2004、65）。

に認め()参照) また、生命保険契約の一種である下記()の PIP 等を補足的保障制度の形式に加えるなどして、同制度の形式の再構築を図った。この際、各形式間では、退職一時金(退職手当(trattamento di fine rapporto)以下、「TFR」という)の積立金の移換に関するルールを除いて、規制上はさほどの差がないように整備されている。こうした事情に鑑みれば、2005 年法は、補足的保障制度形式の拡大によって、同制度への参入をより容易にし、なおかつ、対象者のニーズに応じた保障が提供されるよう各形式間の競争を促すことで対象者に多様な選択肢を提供する方が、加入者数の増加に繋がると判断したものと思われる。

() 交渉型基金(閉鎖型基金)

2005 年法では、まず、一定の集団(就労者集団、地域等)ごとに設立される基金につき定めがある(同法 3 条 1 項 a) から g)。この方式は、一般的に「交渉型基金」(または「閉鎖型基金」と呼ばれる。交渉型基金のように、一定の集団を単位とする加入方法は「集団補足年金方式」(同法 1 条 3 項 a)) に分類され、後述の通り、TFR の積立金を移換できる点で、個人単位での加入方式(「個人補足年金方式」と呼ばれる。同項 b)) と区別される。

交渉型基金は、対象者の範囲を定めた労働協約または一定の要件を満たした企業単位での合意を含む労使合意(accordo collettivo)および企業間合意、これらによって規定されない労働関係の場合は就業規則等、一定の要件を満たした自営業者や専門職間の協定、州、一定の要件を満たした協同労働組合員間協定、無償のケア労働等を遂行する主体間の協定、公的社会保障・扶助形式の運営主体等によって設立される。2005 年法前においては、およびに限定されていたが(つまり、同基金は、当初は労働者のための仕組みであったといえるが)、前述の通り、その範囲を従来よりも拡大した点は注目される。実態としては、多くの交渉型基金が労働者の産業別基金となっているが、巨大企業・企業グループを基礎に設立された基金や州・独立県が設立した地域別基金も散見される(2015 年で 36 の基金が存在する)。

交渉型基金は、自らの機関(議会、行政機関、監査機関、また一般的には総局長にあたる基金の責任者)を備えた独立法人として位置づけられる。したがって、設立主体の倒産等によって、基金の財源は影響を受けない。

また、同基金は、加入者の募集、保険料の徴収、投資方針の策定(方針の実現は、財政運営専門の外部主体に委ねられる)給付の支給を行うが、これらの活動につき外部の専門主体が利用されることもある(たとえば、財源運営は銀行や保険会社等に、また、給付の支給は保険会社に委ねられることが多い)。基金の財源は、保管銀行に預託される。

() 開放型基金

交渉型基金と同じく、集団補足年金方式による一定集団単位での加入が可能であるほか⁴(同法 12 条)個人単位の加入方式である個人補足年金方式によることも可能とされている(同法 13 条 1 項 a)) のが開放型基金である。

かかる開放型基金は、銀行、動産仲介会社、保険会社および貯蓄運営会社が創設することができる。実態としては、メガ貯蓄運営会社(補足的保障制度整備前に、私的年金分野で主たる役割を果たしていたグループ銀行が散見される)やメガ保険会社が設立主体となっている場合が多い。

⁴ 労働協約等で、特定の交渉型基金の創設を規定せず、1 ないし複数の開放型基金への加入を指定するよう定めた場合は、この開放型基金への集団補足年金方式となる。

開放型基金は、当該設立会社において、もっぱら保障給付を支給するために当該会社の資産の範囲で形成された分離独立財産と位置付けられるため、設立会社の倒産等の影響を受けない。

開放型基金の財源運営は、設立会社自体が担うことが多い。ただし、交渉型基金同様、保管銀行への預託は必要である。

開放型基金の責任者は、設立会社とは独立した活動を遂行し、当該基金の運営がもっぱら加入者の利益のためになされるよう、また、法規や規約に則って行われるよう監督する。また、これとは別に、開放型基金の行政や運営が、加入者のニーズに則って効率的になされるよう監督する役割を担う監視組織も存在する。監視組織の構成は、開放型基金のタイプによって異なる（集団補足年金方式のときには、労使代表によって構成されることもある）。

（ ）PIP（Piano Individuale Pensionistico、個人型年金プラン）

PIPとは、保険会社だけが設定できる特定の生命保険契約である（同法13条1項b）。2015年末で37の保険会社が参入。うち20社は、開放型基金も運営。上記（ ）および（ ）の基金とは異なり、個人補足年金方式のみによって利用が可能である。前述の通り、2005年法によって初めて補足的保障制度の一形式と位置付けられた⁵。

PIPにつき加入者から集められた積立財源は、保険会社において独立分離財産を構成することとなっており、上記基金と同様のリスク回避策が取られている。また、開放型基金の場合と同じく、責任主体も定められる。

PIPの運営にあたっては、他の補足的保障制度形式に関する権利と特典がPIPの利用者にも確保されるよう、COVIP（年金基金監視委員会）の指針を守らなければならない。

（ ）既存型基金

1992年法より前からすでに存在した私的年金基金である（同法20条）。イタリアの場合、かかる基金を有していたのは、ほぼ金融業界に限られている（実態としては、企業別ないしグループ企業別に設立されているようである）。既存型基金には、集団補足年金方式のみによる加入が可能である。

（ ）FONDINPS

後述の通り、イタリアにおいては、TFRの積立金を補足的保障制度に移換できるが、その移換先は集団補足年金方式による補足的保障方式（交渉型基金、開放型基金の集団加入方式または既存型基金）でなければならないとされている。しかしながら、こうした基金をもたない産業・企業等に属する対象者のために、FONDINPSが受け皿となる。FONDINPSは、公的年金制度の管掌機関であるINPS（全国社会保障機関）のもとに設立されている（同法9条）。

対象者

補足的保障制度の対象者（2005年法2条）は、集団補足年金方式か個人補足年金方式かによって若干の違いがある。

まず、集団補足年金方式での加入が可能なる者として、官民の被用者、2003年委任立法276号（通称「ピアジ法」）によって定められた契約類型に基づき採用される労働者等（すなわち、供給契約、派遣労働契約、分割労働契約、パートタイム労働契約、見習労働契約、挿入契

⁵ なお、2005年法前に設定され、同法の要件を満たさない個人型年金プランは、旧PIPと呼ばれ、本文中のPIPとは区別されている。

約、プロジェクト労働契約、偶発的労働契約の各契約を締結した労働者・就労者） 自営業者（イタリアでは「独立労働者」と呼ばれる） 自由専門職、 協同組合の労働者たる組合員、 家族の責任によって生じるケア労働を無償で遂行する主体、 および、自営業活動や第三者へ雇用された活動としてではなく、直接年金の受給者ではなく、従属性なく家族責任との関係で無償労働を遂行する主体、がある。こうした対象者の設定は、公的年金制度の被保険者の範囲よりも若干広い⁶。

一方、個別補足年金方式によって加入が可能な者は、これだけに限られない。すなわち、上記の集団補足年金方式の対象者のほか、労働所得を欠くが潜在的对象者とされるのに実質的に妨げがない主体（無収入者）も加わる。

また、集団補足年金方式であれ個別補足年金方式であれ、現行租税制度上、免除や控除を受けている主体（「租税上の被扶養主体（soggetti fiscalmente a carico）」と呼ばれる）も補足的保障制度を利用できる。

以上の通り、補足的保障制度は、公的年金制度の対象者よりも広い範囲の主体を対象とする。これは、イタリアの場合、就労者のための保障であり⁷、社会保険料を負担する以上は収入があることが前提となる公的年金制度よりも、補足的保障制度が柔軟な仕組みを取りうるということが関係していると思われる

加入者

2015年の加入者数は、約685万人（前年比12.1%増）。退出者を引いた純増数は93万9000人である。約2550万（労働力率。求職者を含む）の潜在的加入者に対して、補足的保障制度への加入率は28.3%（就業者比で見た加入率は32.2%）であり、ここ10年ほどで2~3倍に増加した（注3参照）。中規模・大規模の民間企業に限ってみれば、この数値は、37.9%に上る。

ただし、このうち、約178万5千人の加入者が、保険料を納付していない。保険料納付を中止した加入者も鑑みれば、就業者に占める加入者の割合は24.2%（労働力比で21.3%）に下がる。未納者は、就業形態別では自営業者が多い（加入者中45%）。形式別では、開放型基金とPIPが多い（加入者の3人に1人が未納）。これらの形式では、退職や解雇のケースで、ポジション解消の権利を個人加入方式の加入者に認めていないことが、未納の数に影響している（集団加入方式では認められている）。また、PIPでは、加入者の重複カウントもあると思われる（あるPIPでは納入しているが、別のPIPでは未納となっている、等）。

加入者の純増数のうち6割が交渉型基金への加入である。これは、2015年に成立した建設業における労使交渉（交渉型基金につき使用者負担を決定）の影響が大きい（交渉型基金に関する増加分のうち、87%が建設労働者）。

COVIPへのヒアリングによれば、建築業界で使用者の保険料負担が実現したのは、おそらくは、賃上げと比較して、補足的保障制度への拠出の方が労使に有利と見られたためと推測さ

⁶ の主体等は、公的年金制度において任意加入が認められているに過ぎない。ほかにも、自営業者の範囲も若干異なる。公的年金制度において加入義務を課される自営業者は、限定列举（自営業者等、職人、商人、いわゆる準従属労働者。ただし、商人や準従属労働者の概念が広く、これらでかなりの自営業者をカバーするといわれる）であるが、補足的保障制度における自営業者には、このような限定がない（2005年法2条1項b）参照）。

⁷ イタリア憲法38条2項は、就労者が、労働災害、疾病、障害、老齢、非自発的失業の場合に、その必要性に応じた十分な経済的保障を受ける権利を有することを定めている。

れており（イタリアの場合、賃金に賦課される社会保障負担および使用者負担分が大きい）他業界も注目している模様である。他方で、同業界では日雇い等が多く、こうした長期的保障になじむのかについて、疑問の声もあった。

表 1-1 保障方式別数・加入者数

加入者数(人)	交渉型基金		開放型基金		PIP		既存基金		計	
	基金数	人数	基金数	人数	プラン数	人数	基金数	人数	基金数	人数
10万超	5	1,369,910	2	393,830	5	1,739,923	-	-	12	24,016
5万超-10万	6	444,092	4	235,101	5	369,558	1	78,685	16	15,237
2万超-5万	13	504,662	9	308,557	8	209,060	9	249,062	39	41,259
1万超-2万	3	37,257	10	142,124	9	137,894	3	43,210	25	23,485
1000超-1万	9	63,182	19	66,614	33	132,717	67	240,106	128	22,352
100超-1000	-	-	6	3,870	16	6,494	74	31,793	96	5,487
100以下	-	-	-	-	2	128	150	1,941	152	1,553
計	36	2,419,103	50	1,150,096	78	20,056	304	52,299	468	6,846,509

出典：COVIP, *Relazione per l'anno 2015,2016,21* より作成

なお、2007年以降、黙示の合意方式によって TFR を補足的保障制度に移換することで加入となった足的保障形式に加入したのは、計 25 万 8 千件（全体の 6% ほど）である。内訳は、閉鎖型基金へが 20 万 220 件、FONDINPS へが 3 万 6700 件、残りが開放型基金と既存基金となっている。

自営業者等（自由専門職や無職者を含む）については、190 万人の加入者がいる。主たる加入先は、PIP が約 100 万、開放型基金に 56 万である。

公務員の加入者も 17 万 4 千いる。このうち、約 10 万件が、学校部門の基金に関するもので、2 万 1500 件が、州や地方自治体、保健、省庁部門の協約を契機とするものである。残りの多くは、地域別の閉鎖型基金である。

年齢別にみれば、中高年以降の加入者が多い（35 歳以上 45 歳未満で 24%、45 歳以降 65 歳未満で 31%。一方、35 歳未満では 16%）。加入者の平均年齢は、46.2 歳（労働力人口の平均年齢は 42.6 歳）。

性別でみると、男性が若干多い（労働力率比で、男性全体の 27.2%、女性全体の 23.5%。労働力に占める男性の割合は、57.6%。なお、加入者のうち 61.1% が男性）。

地域別では、北高南低の傾向がみられる。北イタリア地方の加入率が平均 30%（とくに、地域別のイニシアティブで作られた保障の提供がある州でこの率が高い。ヴァッレダオスタ、トレンティーノ・アルトアディジェ州では、40—45% である。ロンバルディア州、フリウリ・ヴ

エネツィア・ジューリア州およびヴェネト州では、30- 32%。これ以外の北部州の平均は 27%)、中部州の平均加入率は、25% (最も高いのは、トスカーナ州で 28%)、南部州で 18% (すべての州で全国平均を下回る。最も低いのはカラブリア州とサルデーニャ州で、いずれも 16% 付近である)。

財政規模

補足的保障形式別にみれば、財政規模は、概ね、交渉型基金、閉鎖型基金、PIP の順に大きい (既存型基金は多様である)。

財政規模の大きい形式 (10 億超以上の 32 形式) で、財政全体の 6 割を占める。他方で、財政規模 2500 万ユーロ未満の小規模な形式は、数の上では 203 形式あるが、積立財源は 200 万ユーロに満たない。

表 1-2 保障方式別財政規模

財政規模 (億€)	交渉型基金		開放型基金		PIP		既存基金		計	
	基金数	対給付 財政	基金数	対給付 財政	基金数	対給付 財政	基金数	対給付 財政	基金数	対給付 財政
50 超	2	14, 781	-	-	-	-	1	9, 235	3	24, 016
25 超-50	1	3, 028	1	2, 938	2	6, 327	1	2, 945	5	15, 237
10 超-25	8	12, 649	1	1, 537	4	7, 828	11	19, 246	24	41, 259
5 超-10	13	9, 845	9	6, 357	1	822	9	6, 452	32	23, 485
1 超-5	9	2, 047	17	3, 775	19	3, 641	57	12, 889	102	22, 352
0.25 超-1	3	187	13	772	18	1, 084	65	3, 424	99	5, 487
0.1 超-0.25	-	-	9	102	32	353	116	1, 098	157	1, 553
0.1 以下	-	-	-	-	2	1	44	10	46	12
計	36	42, 546	50	15, 430	78	20, 056	304	52, 299	468	133, 401

出典：COVIP, *Relazione per l'anno 2015, 2016, 20* より作成

1.2 公私年金の区別・定義

1992 年法 3 条 1 項は、「憲法 38 条に基づき、かつ、保険組織の多様性は維持したまま、強制的で均等な年金給付...を保障することに加えて、補足的年金給付を支給するための任意ベースの集団および個別の保障形式を構築する」と述べる。また、同項 v によれば、「被用者、自営業者および専門自由職のための公的強制制度を補足する任意ベースの集団または個別的な年金給付の支給のために」との文言がある。

このことからすれば、少なくとも公的年金は、憲法 38 条を根拠とする強制的な仕組みと捉えられていることがうかがえる。一方、「私的 privato」との文言は直接的には見当たらないが、公的制度とは異なるものとして、補足的保障制度が公的制度を補足する任意の仕組みが想定されていることが分かる。したがって、補足的保障制度は、私的年金と捉えてよいと思われる (ただし、補足的年金制度の概念で、イタリアにおける私的年金の仕組みのすべてを捕捉できるわけではないだろう)。

1.3 公私年金の連携形態

公的年金の給付水準低下の補足

イタリアの私的年金制度は、その名前から明らかなように、公的年金制度を「補足」することが目的となっている。

私的年金制度による公的年金制度の補足は、1990年代当初、公的老齢年金制度の給付水準の低下を補うことを主眼にしていたと思われる。公的老齢年金の給付水準の低下については、1995年改革(1995年法律335号。いわゆる「ディーニ改革」)によって、「概念上の積立方式」が公的年金制度に導入されたことを想起しなければならない。同方式では、負担した保険料に応じて年金を支給すれば、少なくとも保険財政上の問題は生じにくい。このことは、被保険者がどの程度の期間保険料を納付したかを保険財政上あまり問う必要がないことを含意しており、公的年金制度への加入期間・保険料納付期間の短期化を許容するものであったといえる。事実、1995年年金改革によれば、老齢年金受給に要する保険料納付期間は5年で足りた(1995年法律335号1条20項)。また、同改革によって定められた老齢年金の受給年齢が57歳にすぎず早期の受給が可能であったことは、裏を返せば、これもその分保険料負担の期間が短いことを意味している。そして、こうした保険料納付期間の短期化は、概念上の積立方式のもとでは、公的年金給付水準の低下に結びつくものであった⁸。補足的保障制度は、これを補う役割を期待されたといえよう。TFRの積立金を労働者の明示的な合意なしに補足的保障制度へ移すことで、同制度の保険料の積増し効果を図ったのも、こうした補足の役割の実現に向けた一環であったと思われる。

しかしながら、この意味での補足の必要性は、その後の公的年金制度改革によって、同制度自体がある程度自己解決を図ったことで、少なくとも制度の建前の上では相対的に後退した感がある。その改革というのが2011年改革(2011年法律命令201号から転換された2011年法律214号。いわゆる「フォルネーロ改革」)であった。同改革は、公的老齢年金の受給年齢を一律66歳に引き上げているが⁹、そのほか保険料納付期間については20年以上を要件としている。これによって、「概念上の積立方式」のもとでも、ある程度長期の保険料納付をしなければならないことが制度上明確になったといえよう(退職時期と老齢年金の受給時との間に空白期間がないように被保険者が行動するであろうことを前提とすれば、就労の長期化とこれに伴う公的年金制度加入の延長・保険料納付期間の伸び、ひいては同制度の給付水準の上昇をもたらすものといえる)。

実際、公的老齢年金の所得代替率は、2011年制度改正前を前提にしたときには、2030年あたりに底打ちを打ち、その後横ばいとなる予測であったが(たとえば、2011年改正前の平均的な受給ケースとされる35年保険料納付・63歳受給の場合で、2030年頃に労働者で約50%、自営業者で30%強。COVIP, *Guida introduttiva alla previdenza complementare*, 2011、5)

⁸ イタリアの概念上の積立方式(拠出方式)では、年金額は、労働者の場合、年収額に算定率(33%。年収額に算定率を乗じた額が、被保険者が実際に納めた年間保険料額に相当する)と保険料納付期間を乗じ、これによって求められた額をISTAT(国立統計局)発表の5年平均国内総生産値に基づく年積立率で再評価したうえで、さらに、労働者の受給時の年齢に応じた転換率(2013年以降、57歳の4.304%から70歳の6.541%まで)を乗じることで求められる。

⁹ ただし、2010年法律122号によって、年金の受給開始年齢を平均余命の延びと連動させるシステムが導入されているため、実際の受給年齢は66歳から乖離し、これよりも高く設定されることになりやすい。

2011年改革による年金受給年齢の引上げの効果で、これよりも高くなるとみられる(Ministero dell'Economia e delle Finanze, *Le tendenze di medio-lungo period del sistema pensionistico e socio sanitario*, 2016、183によれば、労働者については2040年の所得代替率61.3% (38年保険料納付・65歳11か月受給のケースが基本ケースとして示されている) 自営業者については2030年の所得代替率46.7% (38年保険料納付・67歳11か月受給のケースが基本ケース) で底を打ち、その後それぞれ緩やかに上昇する予測が示されている)¹⁰。その分、補足的保障制度が公的年金給付水準の低下を補うという必要性は、少なくとも制度上は相対的に低下したと考えられよう¹¹。

しかしながら、こうした所得代替率予測の前提を満たすには、人生の(ある程度)早い段階で安定的な有償労働に従事し、なおかつ、失業等による就労の中断をできるだけ回避する「幸運」が必要である。しかし、こうした幸運は、イタリアの就労者にとって、必ずしも一般的ではない。イタリアの公的年金制度の合理化が、かかる「画餅」と裏腹であるとみた場合、補足的保障制度が公的年金給付水準の低下を補うという役割は、とりわけ職に関して不安定な地位に置かれる者にとっては、いまだ看過できない意義を有しているように思われる。

対象者および被保険リスクの補足

上記の通り、2011年改革の結果としての公的年金給付水準の安定化には、安定的な長期の就労が前提となっているとすれば、かかる前提から漏れるケースを掬い上げる仕組みが整備される方が望ましいといえよう。この点、補足的保障制度が公的年金制度よりも広い範囲の者を対象とし、また、下記の通り(3給付における公私連携1.2を参照)柔軟な繰上受給の仕組みを有していることの意義は小さくはないだろう。

つまり、一方で、補足的保障制度が無収入・無償労働の者等を対象者に含めていることは、同制度が、公的年金制度の被保険者につき前提となる有償労働から漏れた者を掬う役割を果たしうることを意味している。

他方で、下記の繰上受給の要件に鑑みれば、補足的保障制度は、期間の制約なしに、もしくは短期間(8年)の待機後に、公的年金制度がカバーしないリスク(被保険者やその配偶者・子にかかる一定の医療費が必要な状況、最初の居住用住宅の購入、その他広く資金が必要な状況)を保障するものとみうる(たとえば、退職後から公的年金受給年齢到達時までの「繋ぎ」として、補足的保障制度の給付を利用することも可能)。とすれば、補足的保障制度は、公的年金制度がカバーしない対象者ならびにリスクの種類(老齢・障害・被保険者等の死亡以外のリスク)¹²を補うものとも考えることもできよう。前述の通り、イタリアの公的年金制度が、相対的に高い水準の年金給付を得るために安定的な長期雇用を「強いる」面があるとみれば、補足的保障制度は、ある意味、公的年金制度のかかる硬直性を弾力化する役割を果たす可能性もあるだろう。これは、おそらくは、安定的な長期雇用の恩恵に浴する者にも意味のある補足機能

¹⁰ 2011年時点の予想と乖離があるのは、受給年齢の引上げによる保険料納付期間長期化の効果のほか、同じく受給年齢の上昇により、高い転換率が適用されるためと思われる(注15参照)。

¹¹ 2015年にTFR積立金を賃金として受け取れる措置が導入されたのは、このように、補足的保障制度の公的年金給付水準の低下を補う役割が後退したと考えられたため、とみれなくもない。

¹² 「老齢」の定義にもよるが、公的年金制度の対象リスクではあるものの、同制度がカバーしない時間的範囲を補足的保障制度がカバーする、ともみうる。

と思われる。

2 制度実施・加入・拠出における「公私連携」

1.1 連携の形態

イタリアでは、任意の私的年金制度に対して何らかの形で実施・加入を誘導するパターンの優遇措置がみられる。具体的には、税制優遇措置のほか、TFR（退職手当）を労働者の合意なく補足的保障制度へ移す仕組みが注目される。

税制優遇措置

拠出および運用益、給付につき税制上の優遇措置が存在するものの、典型的にみれば ETI（拠出時非課税・運用時課税・給付時課税）型であり、他の先進諸国と比べて、とりわけ顕著な優遇策とはみえない。むしろ運用時課税については、私的年金に関して同課税を行う国自体が少ないとされているなか（イタリアのほかには、デンマークやスイスなど）近年その税率がさらに引き上げられたことで、未発達なイタリアの私的年金制度の発展をいっそう阻害するとして批判も強かった。

これは、イタリアの場合、補足的保障制度への加入促進のために税制優遇措置、とりわけ賃金に対する課税よりも有利に扱うような措置を講じることが、政策上あまり好まれないことの反映であるようにも思われる。というのも、限られた財源を報酬と補足的保障制度との間で取り合う形になった場合、補足的保障制度への税制優遇は、当該財源を補足的保障制度へ誘引し、結果的に、低報酬およびこれに賦課される社会保険料水準の低下、ひいては、公的年金給付水準の低下（前述の通り、イタリアでは「概念上の積立方式」を採用している。注1参照）を招くおそれがあると思われるためである。とりわけ、イタリアでは、すでに報酬に賦課される社会保険料率がとりわけ使用者につき高く、社会保険料負担を回避したい思惑が生じやすい事情を想起する必要がある（たとえば、労働者の場合、公的年金のための保険料が労働者負担分9.19%、使用者負担分23.81%の計33%、このほか、失業保険等の保険料も合わせれば、賃金の40%以上に及ぶ。なお、賃上げよりも補足的保障制度への拠出が選好された可能性につき、前述1 イタリアにおける公私連携の全体像 1.1 参照）。上記に鑑みれば、税制優遇につきあまり思い切った措置を取れないイタリアの事情も垣間見えるように思われる。

いずれにせよ、現状の優遇措置は、下記の通りである。

まず、補足的保障制度に納付する保険料（TFRを除く）には、個人所得税（IRPEF、23%）がかからない（ただし、上限は、使用者負担の保険料や租税上の被扶養者のために支払われた保険料を含めて、年€5164.57）。

次に、運用益は、財源の運営の結果得られた増加として、個人所得税（IRPEF）、法人所得税（IRES、法人税に相当）および生産活動州税（IRAP、地方法人税に相当）の対象とならない。ただし、20%の代用税（imposta sostitutiva）の対象とはなる。この率は、2014年まで11.5%であったが、2015年安定法（2014年法律190号）によって引上げられたものである。そもそも、こうした課税の仕組みを有する国自体が少ないとされているなか（イタリアのほかには、デンマークやスイスなど）さらに率が引き上げられたことで、未発達なイタリアの私的

年金制度の発展を阻害するとして批判も強かった。ただし、上記の税率の引上げ分を相殺する効果を持たせるため、代用税控除前の額に対する 9%の税制優遇措置（税金債権 credito d'imposta と呼ばれる、国家債務との相殺や納付すべき税の減額、または税の払戻し等に使用される税の優遇措置）が採用されている（所定の省令で指定された中長期的な融資活動への投資が条件）。

他方で、給付にも代用税が課される。給付に対する代用税率は、15%である。ただし、一時金ではなく年金形式で給付を受け取る際には、代用税率は補足的保障制度への加入期間に応じて軽減される。すなわち、加入当初の 15 年間は 15%のままだが、それ以降 1 年加入期間が延びるごとに 0.3%ずつ下がる（下げ幅は、最大 6%）。

黙示の合意による TFR の補足的保障制度への移換

むしろ補足的保障制度への加入促進策として注目されてきたのは、少なくともこれまでのところ TFR の積立金の同制度への移転であったと考えられる。

TFR は、イタリア民法典 2120 条において、あらゆる従属労働関係の解消につき労働者が請求権をもつとされる退職一時金である（公務員については別の仕組みがある）。額は、当該労働者の年収を 13.5 で割った値を上限として、これに勤続年数を掛けることで算定する。

1993 年法による補足的保障制度の始動以降、この TFR の積立金を補足的保障制度の財源として活用することができるようになってきている（補足的保障制度への TFR の積立金の充当分は、税控除前月額賃金の 6.91%）。この活用は、2004 年法律 243 号（いわゆる「ベルルスコーニ＝ロマーニ改革」）以降、労働者が特段の意思を表示しないときには補足的保障制度へ加入したものとし、併せて TFR の積立金を補足的保障制度へ自動的に移転することになったことで（「黙示の合意」と呼ばれる）、より強力なものとなった¹³（2005 年法以降は、TFR の積立金の移換先は、集団補足年金方式に限定されている）。

したがって、2005 年法以降は、TFR に関して、以下の選択肢があったことになる。

- 1) 黙示の合意によって補足的保障制度形式の集団補足年金方式に充当。採用から 6 か月の間に、労働者が自身の TFR につき何の選択もしないときには、使用者は、当該労働者の TFR の積立金を、当該労働者が関係する集団補足年金方式の補足的保障制度形式（労働協約等で指定された形式。こうした指定がないときには、当該企業の労働者がもっとも多く加入する形式）か、それが特定できないときには FONDINPS に納める。
- 2) 明示的に補足的保障制度の集団補足年金方式へ移転。労働者は、自らの TFR の積立金を自分で指定した補足的保障制度形式に納付することを決定できる。さらに、TFR だけでなく、追加で保険料（労働者の自己負担。場合によっては使用者負担が定められることもある）を納付することもできる。
- 3) 明示的に民法典 2120 条の TFR の仕組みにとどまる。従業員数 50 人未満の場合は企業のもとで積立て、50 人以上の場合は国庫基金（INPS が運営）に預託し、同基金が労働者に対して TFR の支給を行う¹⁴。

¹³ 詳しくは、前掲注 3・拙著 68 頁以下及び 71 頁以下。

¹⁴ このように、従業員数 50 人を境に TFR の積立金が自社に残るか否かに違いが出るため、従業員数 50 人未満の小規模企業にとっては、労働者が の選択肢を取ることに妙味があり、それ以上の規模の企業は、いずれ

以上のように、わざわざ民法典の仕組みに残留する意思表示をしない以上は、補足的保障制度への加入が決まることとなる一種の自動加入の取扱いであったといえる。しかしながら、上記「黙示の合意」による補足的保障制度への加入者は、2005年法の施行（2007年）以降の全加入者比でみて、わずか6%にすぎない（COVIP、*Relazione per l'anno 2015*、2016、23）。このように、その加入促進策としての効果に疑問が残るなか、最近、2015年内閣総理大臣令29号で、これまでの施策と矛盾するようなTFRの積立金に関する新たな仕組みが導入された。すなわち、上記3つに加えて、第4の選択肢が設けられたことになる¹⁵。

4) 明示的にTFRを毎月の賃金として受け取る。この選択は、2018年6月30日からは取り消せない。この権限は、すでにTFRに関する選択（ないしの選択肢）を行った労働者を含めて行使しうる。なお、を使えば、その分労働者は現役時代の毎月の手取が増えることになるが、他方で税制度上は一般に不利となる。というのも、通常、TFRに対する課税は分離課税であるが（分離課税の場合も、2014年度まで11%であったものが2015年度から17%に引き上げられる）、この事前受け取りの仕組みを利用した場合には総合課税となるためである。

この第4の選択肢の導入により、TFRの積立金が補足的保障制度の原資となる可能性は、相対的に小さくなる。かかる措置を、補足的保障制度の加入促進策との関係で統合的に理解できるのかについては疑問が多いと思われる。

3 給付における「公私連携」

1.1 給付水準における公私連携

給付水準・所得代替率における公私連携

上記の通り、イタリアの補足的保障制度は、公的年金制度の給付水準の低下を補うものとしての活用が期待されたとみられるが、明確な給付水準・所得代替率のターゲットは存在しないようである。

私的年金における給付水準の確保

補足的保障制度における給付水準の確保措置は特段存在しないようである。ただし、基金等を監視する仕組みは存在する。

の選択肢にせよTFRの積立金が自社に残らない仕組みであるから、小規模企業に比べて労働者が補足的保障制度へ加入することを妨げるようなことがない、ともいわれる。実際、補足的保障制度の利用率は、中規模・大規模の民間企業に限れば、就業者比で37.9%に上る（2015年。前述の通り、平均は32.2%。COVIP、*Relazione per l'anno 2015*、2016、26。ただし、中規模・大規模企業の具体的な基準は不明）。

¹⁵ 以上の選択肢については、2007年以降、TFRの充当先には、概ね約55%が企業内にとどまり（選択肢参照）5分の1が明示的ないし黙示的に補足的保障制度に移転し（および）残りが国庫基金に預けられているとされる（参照。COVIP、*Relazione per l'anno 2015*、2016、32）。COVIPへのインタビューによれば、は、2015年以降の新制度のため、まだデータがないが、いくつかの研究によれば、全体の1%程度とみられるとのことであった。

DCにおける給付水準確保措置

2005年改革以降、自営業者と自由専門職以外の対象者には、確定給付型は利用ができず、確定拠出が原則となっている。逆にいえば、自営業者・自由専門職は、確定拠出・確定給付のいずれも利用できることとなるが、確定給付型に関して特段の措置は図られていないようである。

1.2 給付形態における公私連携

私的年金の給付形態

給付方式は、全額年金、一時金（獲得したポジションの最大50%まで）と年金（一時金で支給された残額について）の併用、または、一定の要件（獲得したポジションの70%以上を年金形式で受給したとして、INPSの支給する社会手当（2006年以降、月額€381.72）の半額を下回ることになるとき）を満たす場合には、全額一時金、のいずれかによる（同法11条3項）。

2005年改正の施行日からさほど年数が経過していないためか（下記の通り、補足的保障制度の給付を受給するには、少なくとも5年の加入が必要である）制度全体のデータは見当たらなかったが、既存型基金に限ってみれば、年金形式での受給が多いようである（2015年に関して、年金形式での受給が約€8億5100万、一時金形式での受給が約€6億3000万）。

私的年金の給付形態に対する規制および優遇措置

上記の通り、一時金での受け取りには一定の条件があり、また、年金形式での受給の方が税制上の優遇がある。

なお、補足的保障制度の年金の受給要件は、公的年金の受給要件を満たすこと、補足的保障形式に5年以上加入したことの2つであるが、以下のケースで、一時金による繰上げ受給が可能である。上記の通り、こうした繰上げ受給が、受給年齢が引き上げられた公的老齢年金を補完する役割を果たすことも考えられる。

- a) 加入者本人、配偶者および子に関する重大な症状の結果必要な医療費（管轄の公的機関によって認められた治療および特別の手術）に用いるときには、いつでも繰上受給可。ただし、受給額は75%まで。こうした早期受給額は、義務的年金に関して定められたケースおよび方法についてのみ、譲渡、没収または差し押え可能である。
- b) 補足的保障制度加入から8年経過後で、下記の理由による場合。
 - 受給者本人および子の最初の住居用住宅を獲得もしくは改修するためならば、獲得したポジションの75%まで。
 - 加入者の今後のために必要であるときには、個別ポジションの30%まで。

1.3 給付保証における公私連携

私的年金に関する支払保証制度等は存在しないようである。実際、補足的保障制度の財源は、前述1イタリアにおける公私連携の全体像1.1で見た通り、設立主体からの分離と独立が図られ、COVIP等の監視を受ける等の規制を受けることになるが、預託先の保管銀行等の倒産等の場合には保証がなく、年金等を受け取れないことになる。この場合、法は元本保証等を義

務づけていない(ただし、1996年11月21日省令703号は、元本保証を伴う運用協定を締結する可能性を認めている)。

参考文献

Ministero dell'Economia e delle Finanze(2016),*Le tendenze di medio-lungo period del sistema pensionistico e socio sanitario*,Ministero dell'Economia e delle Finanze
COVIP(2016), *Relazione per l'anno 2015*,COVIP
中益陽子(2006)「拡大するイタリアの民間年金制度」『日本労働研究雑誌』552号67-76